

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請	一	(廃棄物対策課)
○飼料の試験結果の公表	一	(畜産課)
○保安林の指定施業要件の変更の予定	二	(森林整備課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	二	(水産業振興課)
○公聴会の開催	五	(都市計画課)
○選挙管理委員会	五	
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正	五	
○公安委員会	六	
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則	六	

告 示

○宮城県告示第六百七十二号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和六年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
1 名称 羽山砕石株式会社
- 所在地 白石市白川犬卒都婆字羽山五十番地
- 代表者の氏名 代表取締役 小川 隆
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
白石市白川犬卒都婆字羽山三十二番一
- 産業廃棄物処理施設の種類の
がれき類等の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第八号の二）
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）
- 申請年月日
令和六年十月八日
- 縦覧場所等
1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）
2 縦覧期間 令和六年十月十八日から令和六年十一月十八日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）
7 意見書の提出期限等
1 提出期限 令和六年十二月二日
2 提出場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）
3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）
- 宮城県告示第六百七十三号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、令和六年七月から八月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。
令和六年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栄養成分に関する検査
令和6年7月～8月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
IA全農くみあい飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	繁殖かあーちゃん	R06.7	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
IA全農くみあい飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	たまご工房DX	R06.7	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	THエコノミー F P16	R06.8	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	S特選くろうし	R06.8	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

○宮城県告示第六百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

公 告

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

令和六年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 令和六年度宮城県漁業調査指導船「みやしお」一般整備工事
 - 2 調達案件の仕様等 仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結日から令和七年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県内の造船所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更正手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり

を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 造船法（昭和二十五年法律百二十九号）第二条第一項の許可を受けている者又は小型船造船業法（昭和四十一年法律百十九号）第四条の登録を受けている者であること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一一一—三三三五）へ令和六年十一月十五日（金）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県水産林政部水産業振興課企画推進班（電話〇二二一一—二九三五）

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和六年十月三十一日(木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和六年十月二十九日(火)午後五時までに2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十一月十一日(月)から令和六年十一月十五日(金)までの間に必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十一月十五日(金)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 電子調達システムにより入札する場合
入札期間 令和六年十一月二十日(水) 午前九時から令和六年十一月二十六日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 郵送の場合は、令和六年十一月二十六日(火)午後五時まで。郵送に当たっては、調達案件名及び開札日の中封筒に記載し、入札書在中の旨外封筒に朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2の場所に提出すること。なお、期限を過ぎて提出された入札書はいかなる事由があっても受理しない。

ロ 持参の場合は、6の開札の日時まで開札場所に提出すること。

6 開札の日時及び場所

令和六年十一月二十八日(木) 午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十二階水産林政部会議室

5 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び四4の審査により資格を有しないとされた者

六 その他

1 使用言語及び通貨等

本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金

(一) 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないおそれがあると認

めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(二) 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法

入札書には、契約期間全体の工事請負額の総額を記載すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書の作成の要否

要

7 入札執行の方法

一般競争入札
申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書及び仕様書による。

七 概要

Summary

1 Nature of Service to be Procured : General maintenance for Miyagi Prefectural fisheries research guidance vessel "Miyashio" for fiscal year 2024

2 Quantity of Service to be Procured : One set

3 Contract Period : From day of contract settlement to March 31, 2025

4 Deadline and Place for Bid Submission : November 26, 2024 (Tue), 5 : 00 p.m. Planning and Promotion Section, Fisheries Industry Promotion Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefectural Government

5 Time and Place for Bid Selection : November 28, 2024 (Thur.), 10 : 00 a.m. Fisheries and Forestry Department Meeting Room

6 Contract Information : Planning and Promotion Section, Fisheries Industry Promotion Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefectural Government Building, 12th

floor 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN Tel.: 022-211-2935

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和六年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	令和六年十一月七日（木）午後七時から
場 所	宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎

二 件名

石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、石巻広域都市計画区域区分並びに河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、石巻市、東松島市及び女川町の住民又は利害関係人、石巻広域都市計画区域区分の変更については、女川町の住民又は利害関係人、河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、石巻市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和六年十月三十一日（木）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

1 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

(一) 都市計画の目標

(二) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(三) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(5) 防災に関する都市計画の決定の方針

2 石巻広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化調整区域に編入する。

市町村名	女川町	地区名	大原	面積 (ha)	二・六
------	-----	-----	----	---------	-----

3 河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

(一) 都市計画の目標

(二) 区域区分の決定の有無

(三) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(5) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三・三三三四）に行うこと。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百一十一号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のよう

に改正する。

令和六年十月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

反町支館の項を削る。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第14号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月18日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第3号中「、携帯電話で通話又は操作をし」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。